

## 入札に関する回答書

令和 8 (2026) 年 3 月 13 日

NX・TCリース&ファイナンス株式会社

関東信越支店 御中

栃木県大田原土木事務所長

入札件名 : 大型複合機の借入れ

上記件名に係る質問内容について、次のとおり回答します。

番号	質問内容	回答内容
1	貴県様式の契約書案（約款）があれば、内容確認したくご開示ください。	別添「大型複合機賃貸借契約書案（以下、「契約書案」という。）」のとおり
2	賃貸借開始に当たり、その納期について近年のコロナウイルス感染拡大等を事例とした、不測の事態を原因とした納期遅延が発生した場合、指名停止や違約金等発生することなく、納期延長等の協議に応じていただけますでしょうか。	可（貴社の責めに帰すべき事由がない場合に限る。）【契約書案第9条により】
3	契約終了時の物件返還に当たり、貴県にて機器の結線等取り外しの上、取りまとめていただくことは可能でしょうか。また、受注者は物件搬出のみ行うという認識でよろしいでしょうか。	可
4	契約終了時の物件返還について、撤去先のエレベーター、スロープ等の有無、及び利用可否をお教えてください。また、撤去先は建屋の何階になるのかをお教えてください。	・3階 ・エレベーター：有 ・スロープ：バリアフリーにより段差なし ※台車・機器の車輪の大きさにより、1階エレベーター付近の床面保護のため、養生が必要となる場合がある。
5	リース物件返還に伴う各種作業（撤去、データ消去等）は、貴県とのお打合せの上、第三者に委託してもよろしいでしょうか。	可【契約書案第21条及び個人情報取扱特記事項第6により】
6	長期継続契約において、万が一貴県都合による中途解約等が発生した場合、残賃貸借料についてはご請求できるのでしょうか。	可【契約書案第26条第2項により】

## 大型複合機賃貸借契約書（案）

賃借人栃木県（以下「甲」という。）と賃貸人株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり大型複合機の賃貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 乙は、その所有する次の物件（以下「貸借物件」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

品目	規格・銘柄等	単位	数量	備考
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇-〇	台	1	

（貸借物件の設置）

第2条 貸借物件の設置場所は、栃木県大田原市本町2丁目2828-4 那須庁舎3階 大田原土木事務所とする。

2 貸借物件の設置に要する費用は、乙の負担とする。

（賃貸借の期間）

第3条 貸借物件の賃貸借の期間（以下「貸借期間」という。）は、令和8(2026)年6月1日から令和13(2031)年5月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（賃貸料）

第5条 貸借物件の賃貸料は、月額金〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇, 〇〇〇円）とする。

ただし、第3条に定める貸借期間の始期及び終期が月の中途に係るとき、又は乙の帰すべき事由により甲が貸借物件を借り受けることができなかった日があるときは、当該月分の賃貸料は、日割計算によって算出した額とする。

（賃貸料の支払）

第6条 乙は、毎月初めに前月分の賃貸料を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に賃貸料を乙に支払うものとする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第7条 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項の支払期限までに賃貸料を乙に支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、賃貸料に対し、年3.0パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）が改正された場合は、当該改正後の率）の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額とする。

（債務不履行の場合の損害金）

第8条 乙がこの契約に定める義務を履行しないため、甲に損害が生じたときは、甲は、乙に対し、その損害に相当する金額を損害賠償として請求することができる。ただし、その債務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（納入遅延に対する遅延損害金）

第9条 乙の責めに帰すべき事由により貸借期間の始期に貸借物件を借り受けることができない場合は、乙は、甲に対して遅延損害金を支払うものとする。

2 前項の遅延損害金の額は、貸借期間の始期から貸借物件を借り受ける日までの日数に応じ、賃貸料に対し、年3.0パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件が改正された場合は、当該改正後の率)の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額とする。

3 甲に生じた損害額が第1項の規定による遅延損害金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

(譲渡又は転貸の禁止)

**第10条** 甲は、乙の承諾がなければ、この契約により生ずる賃借権を譲渡し、又は貸借物件を転貸してはならない。

(貸借物件の譲渡等)

**第11条** 乙は、貸借期間中に貸借物件を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ甲の同意を得た上、甲がこの契約と同一の条件で貸借物件を使用できるよう措置するものとする。

2 前項に定める場合を除くほか、乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(貸借物件の移転)

**第12条** 甲は、貸借物件を第2条に規定する設置場所から他の場所へ移転する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(貸借物件の現状変更)

**第13条** 甲は、貸借物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ乙と協議をするものとする。

(事故の通知)

**第14条** 甲は、貸借物件に事故が発生したときは、乙に通知するものとする。

(貸借物件の保守)

**第15条** 乙は、貸借物件が正常に作動するよう定期的に点検調整を行うものとする。

2 貸借物件に障害が発生した場合は、乙は、甲の要求により速やかに技術員を派遣して必要な措置を講ずるものとする。

3 貸借物件の保守に要する費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失による場合は、この限りでない。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により点検調整を行ったとき又は必要な措置を講じたときは、直ちに点検表を作成し、甲に提出するものとする。

5 甲は、乙から前項の点検表の提出を受けたときは、直ちに点検表の内容を検査しなければならない。

(秘密の保持)

**第16条** 甲及び乙は、この契約による業務の遂行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、甲が所有するデータ等を甲の許可なく複製し、又は複製してはならない。

3 乙は、甲が所有するデータ等をこの契約の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の保護)

**第17条** 乙はこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

**第18条** 乙は、甲が故意又は重大な過失によって貸借物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対して請求することができる。

(履行の追完)

**第19条** 借り受けた貸借物件が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、甲は、乙に対し、貸借物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、乙は、甲が指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。

2 前項に規定する契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完を請求することができない。

(賃貸料の減額)

**第20条** 借り受けた貸借物件が契約不適合である場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の

催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて賃貸料の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに賃貸料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による賃貸料の減額の請求をすることができない。

(再委託の禁止)

**第21条** 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(催告による解除)

**第22条** 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

**第23条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 乙がこの契約に違反したとき又は乙がこの契約に違反するおそれがあると甲が認めたとき。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

**第24条** 前2条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、解除の時から貸借期間の満了時までの賃貸料の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。ただし、その契約の解除が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

2 甲に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、甲は、その超過額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。

3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(担保責任の期間の制限)

**第25条** 借り受けた賃借物件が、種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しないものであった場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、第18条に規定する損害賠償、第19条に規定する履行の追完及び第20条に規定する賃貸料の減額の請求、前3条に規定する契約の解除若しくは違約金の請求をすることができない。ただし、甲が賃借物件を借り受けた時に乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(予算削減に係る契約の解除等)

**第26条** 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃貸料について減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、乙は、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。

(談合その他不正行為による解除)

**第27条** 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき(独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。)
- (3) 乙が、独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合には、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(賠償額の予定)

**第28条** 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 乙が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)に対する刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、乙は超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(貸借物件の返還)

**第29条** 甲は、貸借物件を借り受けた後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた貸借物件の損耗並びに貸借物件の経年変化を除く。以下この条において同じ。)がある場合において、賃

貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合であっても、甲は乙と協議の上、現状のまま返還することができる。

3 貸借物件の返還に要する費用は、乙の負担とする。

(変更の届出)

**第30条** 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届出なければならない。

2 前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが到達したものとみなす。

(契約の費用)

**第31条** この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

**第32条** この契約について訴訟等を行う場合は、大田原市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(信義則)

**第33条** 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(暴力団等排除に関する特約条項)

**第34条** 暴力団等排除に関する特約条項については、別記「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に定めるところによる。

(疑義等の決定)

**第35条** この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8(2026)年4月〇日

甲 栃木県大田原市本町2丁目2828番地4

栃木県

栃木県大田原土木事務所長 ○ ○ ○ ○ 印

乙

## 大型複合機賃貸借仕様書

本仕様書は、発注者である栃木県（以下「甲」という。）が業務に用いる図面用プリンターの賃貸借に係る受注者（以下「乙」という。）の調達等について必要な事項を定めるものである。

## 1 賃貸借物品

図面用大判カラープリンター（スキャナー・コピー機能あり） 1台

詳細は別紙2「導入機器仕様書」を参照すること。

## 2 契約期間及び設置場所等

## (1) 契約期間

令和8(2026)年6月1日から令和13(2031)年5月31日まで。（リース期間60か月）

（機器が通常稼働する期間であり、導入作業や搬出に関する日数は含まない。）

## (2) 納入期日

令和8(2026)年5月31日までに導入作業を完了させること。（納入の日程は大田原土木事務所担当者と協議のうえ定める。）

## (3) 設置場所

栃木県大田原市本町2丁目2828-4 那須庁舎3階

大田原土木事務所

## 3 見積方法

(1) 60月分の賃借料総額（税抜）とすること。

(2) 本体・付属品の設置接続作業及び期間満了後の撤去費用（データ消去を含む。）を含むこと。

## 4 賃借料支払条件

賃借料は月払いとし翌月払いとする。（翌月当初に請求、受理後30日以内の支払い。）

## 5 信頼性

(1) 契約期間内での借入物品に関わる部品等の供給が適正になされること。

(2) 借入物品に対する品質管理体制及びサポート体制を有すること。

(3) 借入物品に欠陥が発見されたときは、甲に書面で報告し協議の上迅速かつ的確に対応すること。

## 6 導入条件

(1) 本調達のハードウェアは、運用・保守管理を考慮することとし、「9 保守要件」を満たすこと。

(2) 借入物件は、新品とすること。

(3) 借入物件（ハードウェア、ソフトウェア）のマニュアルは、原則として日本語表記のものとする。ただし、ライセンス等によるソフトウェアについては、この限りではない。

(4) 機器の搬入・設置に要する費用（電源工事を除く。）も含めること。また、契約期間終了後、当該機器を撤去する場合に要する費用も含めること。

(5) 新機種等の発売に伴い、機種を変更する場合は、甲と協議の上行うこと。

(6) 不要となった段ボール等は、乙が持ち帰ること。

## 7 導入作業

借入物品の搬入、設置、現地調整、現地確認テスト等の作業については、甲の指示に従い、乙が責任をもって実施すること。

なお、ネットワーク回線及び電源に関しては甲が用意し、プリンタドライバのインストールは甲が行う。

## 8 納入要件

### (1) 連絡体制

納入に関わる連絡体制を明確にし、問合せに対応すること。なお、窓口は一本化すること。

### (2) 事前申請

納入に当たり、納入設置業者（運送業者、設置業者、工事業者など）は、事前に書面で申請し、甲の承認を得ること。書面記載事項は次のとおりである。

- ① 搬入、設置会社名
- ② 搬入、設置会社住所
- ③ 搬入、設置会社連絡先
- ④ 搬入、設置業者責任者と担当者
- ⑤ 搬入、設置車輛（車種、登録ナンバー）

### (3) 納品物

借入物品のほか、提出資料については甲と協議の上、次のとおり提出するものとする。

- ① 納入スケジュール表
- ② 納入作業及び保守連絡体制表
- ③ 操作運用説明書
- ④ 機器付属品一式（同一の付属品が複数ある場合は、甲の指示に従うこと。）
- ⑤ 打合せ記録
- ⑥ その他、協議の結果によるもの

## 9 保守要件

機器が常に完全な機能を保てるように、機器の保守を行うこととし、保守作業に当たっては、甲と円滑な協力体制を実現すること。

また、保守作業に関しては、いかなる場合においても甲に対して別途費用の請求をしないこと。（定期交換部品及び消耗品は除く。）

なお、保守内容は次のとおりであり、これ以外の内容についても業務に影響を与えないように必要に応じ実施すること。

- ① 保守は、甲の開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに行うこと。ただし、甲がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。
- ② 保守窓口を一本化すること。  
なお、保守要員は調達機器に精通し、迅速かつ適切に作業を実施すること。
- ③ 故障が発生した場合には、速やかに対応すること。
- ④ 本調達で納入した機器に関して情報提供を行い、機器の使用に影響を及ぼすような不具合等は、甲と協議し対応を行うこと。
- ⑤ 保守期間は、リース期間と同じとする。
- ⑥ 派遣された保守技術員は、甲の指示に従うこと。
- ⑦ 保守終了後は、報告書を作成し甲の承認を得ること。
- ⑧ 障害復旧に長時間を要する場合には、代替機を用意するなど、甲の業務への影響を最小限にすること。

10 貸借物件を返却する際のデータの消去

乙は、貸借物件の返却時に甲の職員の立ち会いの下データを再利用できないよう消去する、又は貸借物件の返却後にデータを再利用できないよう消去して甲に作業内容を書面で報告することとし、その費用は乙の負担とする。

11 その他

本賃貸借に当たって定めなき事項が生じた場合は、甲乙協議を行いその解決に努めることとする。

## 導入機器仕様書

種類	規格・項目	仕様	数量	備考
(ス 図 キ 面 ヤ 用 ナ 大 判 ・ カ コ ラ ー ピ ー プ 機 能 あ り )	機器タイプ	EPSON SureColor SC-T5750DM 又は同等以上とする。※	1	
	印字方式			
	インク			
	メモリ容量			
	給紙方法			
	使用可能用紙サイズ			
	インターフェース			
	対応OS	Windows11に対応可能であること。		
	その他機能	ロール紙を自動カットする機能を搭載していること。		
	搬入設置費	機器の搬入、設置に係る費用	1	
搬出費	機器の搬出(処分)費用、データ消去費用	1		

※本機種は導入機器仕様を作成する上で参考にしたもので、銘柄を指定するものではありません。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (資料等の廃棄等)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

### (再委託)

第6 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

### (事故発生時における報告)

第7 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

### 暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項

- 1 乙は、本契約の履行において、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求及び不当妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 上記1に掲げる規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面により甲に報告すること。
- 3 本契約において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより、履行に遅れが生じるなどの被害が発生した場合には、乙は、甲と協議を行うこと。